

審議会の目的

上下水道事業の健全な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、鴻巣市上下水道事業運営審議会を置く。

条例第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について、調査及び審議を行う。任期は、諮問にかかる審議が終了するまで。

○水道料金及び下水道使用料の改定に関する事

○その他重要な上下水道事業の運営に関する事

今回対象
となる審議

審議事項

ビジョン(改訂版)素案に記載されている項目について審議

現行ビジョン（平成30年度～令和9年度）の中間評価及び後期に向けての見直し

- 将来の事業環境
- 鴻巣市水道事業の課題の抽出
- 理想像・基本方針の設定
- 目標実現に向けた取り組み
- 事業計画と財政の見通し
- フォローアップ体制

審議の進め方

【基本的な進め方】

- 審議事項（ビジョン(改訂版)素案項目）について、以下の3つのステージを設けて審議を進めていく
 - ・第1ステージ：鴻巣市水道事業の課題の審議
 - ・第2ステージ：理想像・基本方針の設定の審議
 - ・第3ステージ：目標実現に向けた取り組み及び事業計画と財政の見通しの審議

【審議の仕方】

《事務局案説明》

- 事務局からビジョン(改訂版)素案（事務局案）を説明

《委員間審議》

- ビジョン(改訂版)素案をもとに、事務局と委員間で内容確認などの質疑〔内容確認・質疑の仕方は適宜検討（必要に応じて会長が判断）〕
 - ↓
- ビジョン(改訂版)素案をもとに、委員間で意見を述べ合い、審議を重ね、必要に応じて事務局または委員から案を追加・修正
- 会長が会議毎に、審議会としての方向性を確認

【パブリックコメントの実施】

住民への情報の提供に努めるとともに、住民に意見をお聴きする

【審議会】

パブリックコメントを反映させたビジョン修正案の審議
答申案の作成

答申